

良好な景観形成に向けた取組施策の検討について

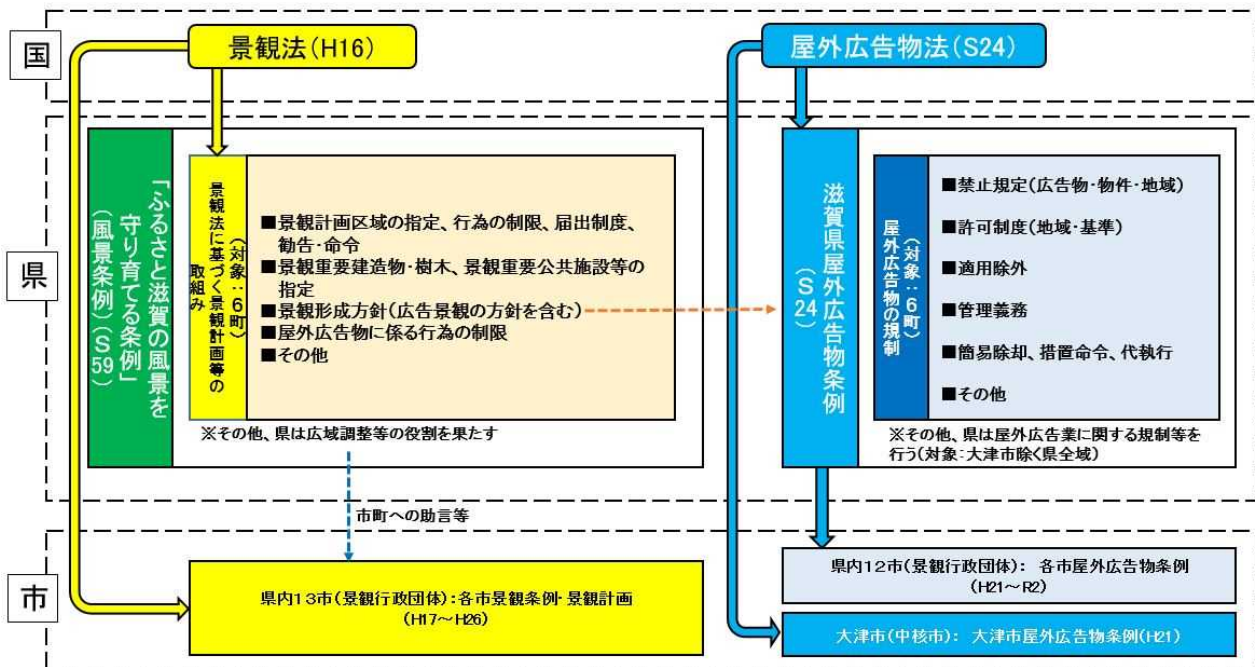
-風景条例、滋賀県景観計画、滋賀県屋外広告物条例等の見直しに向けて-

■ 背景・目的

滋賀県では、県内における景観の規制誘導および屋外広告物の適正化に取り組んできたが、社会情勢の変化に伴う各種課題が生じているため、風景条例や景観計画等の見直しも視野に入れ、良好な景観形成に向けた取組施策を検討することとしている。

この度、取組施策の検討にあたって、庁内・19市町への意見照会等を経て、【取組施策(案)】を作成した。

【景観法・屋外広告物法と条例・計画との関連図】



【県条例等の適用範囲】

条例	項目	適用範囲
風景条例	景観法に基づく景観計画等	非景観行政団体(6町)
	県独自の部分	県全域(13市6町)
滋賀県屋外広告物条例	屋外 <u>広告物</u> の規制	非景観行政団体(6町)
	屋外 <u>広告業</u> の規制	大津市(中核市)除く県全域(12市6町)

※景観法制定(H16)以降、県内の13市が景観行政団体となり、各市が独自に取組みを実施しているため、県の条例・計画の主な適用範囲は6町域となっている。

■ これまでの取組状況

○平成30年度～令和元年度

- 滋賀県景観審議会での議論・検討（実態調査の結果報告、課題整理、対応方針の検討）

○令和2年度

- 滋賀県景観審議会での議論・検討（課題と対応方針、取組施策案の検討）
- 7月31日：県政経営幹事会議、8月4日：県政経営会議（論議事項：課題と対応方針）
- 9月8日～24日：庁内関係課・室への意見照会（課題と対応方針）
- 10月5日：県議会常任委員会への説明（取組施策の検討）
- 11月30日～12月10日：庁内・19市町への意見照会（取組施策案たたき台）
- 12月25日：県政経営幹事会議（協議事項：取組施策（案））

■ 取組施策（案） →（一覧および別添資料を参照）

■ 今後の予定

○令和2年度

- 1月～3月 都市計画審議会での審議、諮問・答申
県議会常任委員会（2月議会）
滋賀県景観審議会での審議、諮問・答申

○令和3年度以降

- 取組施策を踏まえ、条例・規則、景観計画の見直しを予定

取組施策一覧（景観）

項目	問題・課題	原因	取組施策（案）	適用範囲	【概要版】 該当箇所
①景観形成方針・ 基準	景観重要区域において、建築物等でなされた緑化措置の効果が十分に発揮されていない	基準では、敷地内において確保すべき緑化量のみが定められているが、具体的な配置が定まっていない	間口緑化を誘導する基準の導入に併せて、修景効果が高いと認められる場合は一部基準への適合を緩和	6町域 (景観重要区域、景観重要区域外は大規模建築物等が対象)	スライド5
	太陽光発電設備等の設置が進み、景観への影響が顕在化	太陽光発電設備等の設置が届出対象外であり、景観形成のための誘導が困難	太陽光発電設備等の設置を届出対象に追加し、景観形成基準を新設	6町域 (景観重要区域、景観重要区域外は大規模建築物等が対象)	スライド6
	6町全域において景観重要区域以外の景観形成の方向性が定まっておらず、地域特性に応じた景観形成や誘導が困難	景観重要区域における景観形成基準や大規模建築物等に関する基準のみが設定	全域を景観重要区域も含めて景観類型（田園、住宅地等）でゾーン分けし、各類型の景観形成方針を設定	6町域	スライド7
②県土における一 体的な景観形成	各景観行政団体が独自に景観施策に取り組む中、県土の一体的な景観形成を図る取組を推進することが必要	県内13市が景観行政団体へ移行し、独自に景観施策を進めている	一体的に取り組むことが望ましい事項について、風景条例に基づく協議、協力要請、助言を通じ、13市と県の連携をより一層推進	県全域	スライド8
	県景観計画に13市の景観行政団体へ所管替えされた区域の基準が含まれている	策定以前の7市に加え、策定以降も6市が景観行政団体へ移行し、基準が県の所管外となった	13市の景観行政団体が所管する基準を除外するとともに、別途、県全体の考え方等の提示	法定計画-6町域 法定外-県全域	スライド9
③届出制度の実効性確保	現行制度では着工30日前までの届出で足りると解釈される場合があり、この段階での設計変更は難しく、基準への適合のための協議が事実上困難	現行制度では届出の受理日から30日を経過すると、工事着手が可能	実施設計着手前等の事前協議を促す制度等の導入	6町域 (景観重要区域、景観重要区域外は大規模建築物等が対象)	スライド10

取組施策一覧（屋外広告物）

項目	問題・課題	原因	取組施策（案）	適用範囲	【概要版】 該当箇所
①地域区分・基準	田園地域にも市街地と同じような広告物が設置されるなど、地域ごとの景観特性にそぐわない広告物が設置され、景観に悪影響を及ぼしている	規制の地域区分が、地域ごとの景観特性や土地利用に即したものになっておらず、基準とめざすべき景観が合致していない部分がある	地域区分の再編 + 地域に応じた基準設定	6町域	スライド4
	量販店等の大規模な広告物が増加し、景観に悪影響を及ぼしている	広告物の規模に関する基準が全体的に緩すぎる（野立・屋上・壁面）	規模基準の強化	6町域	スライド5
	店舗前などに設置されている立て看板やのぼり旗などが景観に悪影響を及ぼしている	個別の基準が設定されていないものがある	個別基準の設定	6町域	スライド6
	交差点等において、広告物が無秩序に乱立し、景観に悪影響を及ぼしている	高さや面積の基準しかなく、無秩序な乱立を防止する基準がない	乱立防止基準の導入	6町域	スライド7
	歴史的な地域に派手な広告物が設置され、景観に悪影響を及ぼしている	色彩や照明など、規模基準以外の基準が十分でなく、質的な規制・誘導ができていない	規模以外の基準の充実（色彩、照明など）	6町域	スライド8
	規制の一部対象外（適用除外）としている広告物の一部が景観に悪影響を及ぼしている	規制の適用除外の条件（基準）が十分でない	適用除外広告物の基準の強化	6町域	スライド9
②安全性	広告物の落下・倒壊等の事故が多発している	老朽化した広告物が増加し、加えて自然災害が激甚化している	資格要件変更+点検義務化	6町域	スライド10
③その他 (条例・規則)	規制の遵守・運用にあたって、わかりづらく運用が困難であるなど、事業者と行政（規制側）の双方で支障が出ている	広告物の形態区分に応じて許可期間上限が異なるなど、不必要に複雑な規制、規制の根拠が薄い規制、負担と効果のバランスを欠いた規制等が存在する	規制の簡素化・再整理、他	6町域 (一部、大津市を除く県全域)	スライド11
④その他 (条例・規則以外)	規制が遵守されたとしても、それだけでは必ずしも良好な景観にならない場合がある	権利制限を伴うため、条例等による強制力のある「規制」は最低限のルールとせざるを得ない	広告景観形成方針の設定 + 良好な景観形成を目指した「誘導・活用」施策の充実	6町域	スライド12